

使用済み

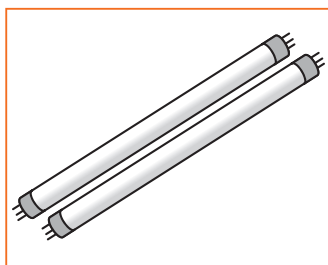
蛍光管の分別収集を始めます!!

国の大気汚染防止法改正により、平成 30 年 4 月 1 日から大気への水銀排出規制が始まりますが、この法改正に対応するため、4 月 1 日から水銀を多く含む蛍光管と他のごみを分けて収集します。

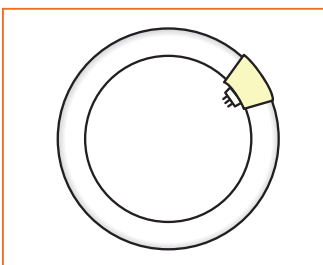
4 月以降、2 ヶ月に 1 回、収集カレンダーに「**蛍光管**」の収集日を新たに設けますので、ご理解とご協力をお願いします。

分別回収の対象蛍光管

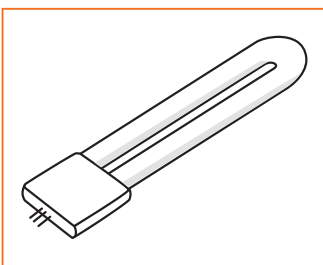
- ・家庭から排出される「直管型」・「円形型」・「U 字型」・「らせん型」など、**全ての蛍光管が対象です**。
なお、割れた蛍光管も対象です。



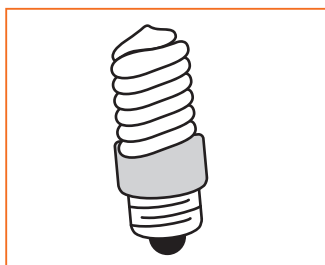
直管型



円形型



U字型



らせん型

分別回収の対象外

- ・白熱電球・ハロゲンランプ・LEDランプ・グローランプなどは対象外ですので、これまで通り「**不燃ごみ**」の日に集積所に出して下さい。

集積所への出し方

- ① 蛍光管は他のごみと分け、割らずに指定袋に入れてください。
- ② 指定袋のごみの種類は「燃やせないごみ」に〇を付けてください。
- ③ 指定袋へは、購入時の包装ケースに入れるか紙に包んで入れてください。
(これまで同様、**指定袋から蛍光管がはみ出した状態でも収集**します。)
- ④ 収集カレンダーの**蛍光管の収集日**に、**集積所**へ出してください。



蛍光管 (電球型) と白熱電球の見分け方

- ① 蛍光管は、製品に**印字されている型番**が「**EF ~**」から始まります。
- ② 蛍光管は、球体部分とねじ山のある金属部分の間に**プラスチック部分**があります。

